

埼玉県木材業者登録規約

[目的]

第1条 この規約は、木材業者の登録を行なう為に必要な事項を定め、以下の目標活動を通じて、木材業者の社会的、経済的地位の向上と本会の事業の発展を図ることを目的とする。

- 一 木材業者の動態の把握
- 二 公正かつ円滑な取引の促進と需要の拡大
- 三 木材新時代に向かい、環境問題、福利等社会の要請への対応
- 四 木材業者の連携を通じ、業界要望の実現
- 五 住文化の未来を見据え、木材業者としての資質識見の研鑽

[定義]

第2条 この規約で「木材」とは、薪炭用材及びきのこ生産原木を除く、素材、半製品、製材品、集成材、単板及び合板並びに銘木などの特殊用材をいう。

- 2 木材業者とは、前項に規定する木材の生産もしくは売買を業とするものをいい、細部については別に定める規程による。

[登録]

第3条 木材業者の登録を受けることができる者は、前条第2項において規定する者とする。

- 2 前項の登録の有効期限は登録を受けた日から起算して2年を経過した日以後の最初の6月30日までとする。

- 3 木材業者の登録を受けた者（以下「木材登録業者」という。）が、有効期間満了後、引き続き業を営むときは、更新の登録ができるものとする。

[登録の申請]

第4条 登録及び更新の登録を受けようとするもの（以下「登録申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した登録申請書を一般社団法人埼玉県木材協会会長（以下「会長」という。）に、地区木材組合を通じて提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 営業所または工場の名称及び所在地
- 三 業種及び業態の内容

四 設備の概要

五 その他、会長が必要と認める事項

[登録の実施]

第5条 会長は、登録申請書により、登録することが適当と認めるときは、木材業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録するものとする。

2 会長は、前項の登録をしたときは、木材業者登録証（以下「登録証」という。）を申請者に交付するものとする。

3 木材登録業者は、登録証を他人に譲渡、または貸与あるいは売渡をしてはならない。

4 登録証を亡失、またはき損したときは、再交付を受けることができる。

[登録料、手数料]

第6条 登録申請者は、次の各号に掲げる登録料及び手数料を、登録申請書に添えて納付しなければならない。

一 木材業者の登録料	新規	5,000円
	更新	3,000円
二 登録証再交付の手数料		1,000円

[登録の変更]

第7条 木材登録業者又はこれらの相続人もしくは精算人は、次の各号の1に該当する場合は、その旨を記載した届書を、会長に提出しなければならない。

- 一 第4条第一号、第二号、第三号に掲げる事項に変更が生じた場合。
- 二 事業を廃止したとき。

2 会長は、届書の変更があったときは、登録簿及び記載事項の変更等必要な措置を行なうものとする。

[登録の取消]

第8条 会長は、次の各号の1に該当する場合は、登録を取消することができる。

- 一 第4条に規定する登録申請書に虚偽の記載をして登録をうけた者。
- 二 前条第1項の届をしなかった者。
- 三 その他不正な手段により登録をうけた者。

[その他]

第9条 この規約の実施については、別の定めによるものとする。

付則

- 1 この規約は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月31日までに、埼玉県木材業者及び製材業者の登録に関する条例による登録を受けた者は、第5条第1項の登録を受けたものとみなす。
- 3 この規約の一部変更は、令和8年1月6日から施行する。